

●香川県監査委員公表第35号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成27年11月4日

香川県監査委員 林 勲
同 大西 均
同 香川 芳文
同 高城 宗幸

- 1 監査対象部局 水道局
- 2 監査対象年度 平成26年度
- 3 措置の状況

	監査の結果（対象機関）	措置の状況
指導注意事項	<p>ア 支出について 新聞や図書の購入について、物品購入伺がなかった。また、図書の購入で予定価格が3万円を超える契約について、1者からの見積徴収で足りる理由を付記していないものがあった。（県営水道事務所）</p> <p>イ 手当について 特殊勤務手当について、手当の種類を誤って入力したため、額を誤って支給したものがあつた。（県営水道事務所）</p> <p>ウ 契約について （ア）警備業務委託について、成果の報告書に記載している3月分の履行確認の日付が翌年度の4月になっているものがあつた。また、毎月の成果の報告書に提出日の記載がなく、この場合は、受付印等により提出のあつた日を明らかにしておく必要がある。（県営水道事務所） （イ）燃料油類等の単価契約書について、契約期間や品名の記載を誤っているものがあつた。（県営水道事務所） （ウ）薬品の単価契約に係る見積徴</p>	<p>ア 支出について 担当職員に会計研修を受講させ、会計事務に対する能力を向上させる。また、再発防止のためチェックリストを活用し、複数の職員による十分な確認を行う。</p> <p>イ 手当について 誤って支給した手当については正当な手当との差額調整を行った。今後は、特殊勤務手当承認時に十分確認を行うとともに、月末に個人別実績簿での再確認を行う。</p> <p>ウ 契約について （ア）チェックリストを活用し、3月末までに履行確認を行い、成果の報告書に提出日の記載がない場合は受付印を押印する。また、複数の職員による十分な確認を行う。 （イ）契約書記載内容については、チェックリストを活用し、複数の職員による十分な確認を行う。 （ウ）記名押印については、チェッ</p>

	<p>収において、提出者の記名押印のない見積書があった。また、採用した見積書の内容を確認した旨の押印のないものがあつた。(県営水道事務所)</p>	<p>クリストを活用し、複数の職員による十分な確認を行う。</p>
--	---	-----------------------------------